

／ 農業の困りごとを解消！ ／

ねりま 農業者の便利帳

こんなときに役立つ情報が満載

労働力を確保したい

3 ページ

農業技術、経営について知りたい

4 ページ

練馬区の補助制度について知りたい

8 ページ

その他の補助制度について知りたい

16 ページ

農地を貸したい・借りたい・買いたい

20 ページ

農地を相続したとき

21 ページ



練馬区

目次



労働力を確保したい

- ① 知識・経験を持った ねりま農サポーター がお手伝いします . . . 3
- ② より広域のボランティアともマッチングできます 3
- ③ 摘み取り体験で作業を省力化！ 3



農業技術、経営について知りたい

- ① 区内の農業者から学んで営農技術を向上 4
- ② 1年間を通して基礎を身に付ける（後継者向け） 4
- ③ 基礎を身に付けながら地域とつながりたい 4
- ④ 学びたい内容に合わせて指導農業士がサポートします 5
- ⑤ 農業経営について無料で相談できます 6
- ⑥ ブランド化など新たな取組にチャレンジしたい 6
- ⑦ 認定農業者・都市型認定農業者になりたい 7
- ⑧ 認定新規就農者になりたい 7



練馬区の補助制度について知りたい

- ① 土留め・フェンス・防災井戸を整備したい 8
- ② コンポストシュレッダーを整備したい 8
- ③ 直売所を整備したい 9
- 生産緑地に工作物・建築物を置きたい 9
- ④ マルシェを開催したい 9
- ⑤ 宅地を農地に転換したい 10
- ⑥ 農地を再生したい 10
- ⑦ 農業体験農園を整備したい 11
- ⑧ 共同出荷のためのキャベツの種子購入などを補助します 11
- ⑨ 果樹の直売・摘み取りを開始したい 12
- ⑩ 野菜の収穫体験を開始したい 12
- ⑪ 環境にやさしい肥料や資材などを活用する方への補助 13
- ⑫ 農業用機械を購入したい・観光農園のPRをしたい 14
- ⑬ 農業用施設を整備したい 14
- ⑭ 農地を貸したい 15



その他の補助制度について知りたい

- ① スマート農業を始めたい 16
- ② 農業経営を安定させたい 16
- ③ 農家の子育てを応援します 16
- ④ 法人化をしたい 17
- ⑤ 雇用を増やしたい 17
- ⑥ 東京都エコ農産物の販売力をアップしたい 17
- ⑦ 新東京都GAP認証取得にチャレンジしたい 18
- ⑧ 堆肥や機械類などの購入経費を補助します 18
- ⑨ 環境に配慮した農業資材の購入経費を補助します 19
- ⑩ 生産・出荷・販売の競争力を強化したい 19



農地を貸したい・借りたい・買いたい

- ① 農地を貸したい／農地を借りて、事業を拡大したい 20
- ② 農地を買いたい 20



農地を相続したとき

- ① 相続税の納税猶予を受けたい 21
- ② 農地を相続などで取得したとき 21
- ③ 所有していた生産緑地を処分したい 22
 - (1) 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明申請書」
 - (2) 生産緑地の買取申出
- ④ 農地を農地以外(宅地や駐車場など)に転用したい 24
 - (1) 農地法第4条
 - (2) 農地法第5条

お問合せ先一覧 26



労働力を確保したい

1 知識・経験を持った ねりま農サポーター がお手伝いします **練**

事業内容 区立農の学校で、区内農業者の指導のもと農作業の支援に必要な基礎知識・作業手順を習得した援農ボランティアです。

支援内容 播種、除草、出荷整理など

活動例 頻 度：週1日が4割程度、月1・2日が2割程度
作業時間：3～5時間が6割程度、1～2時間が3割程度

申込方法 下記の問合せ先までご相談ください。

① 練馬区 都市農業課 農業振興係 ☎：03-5984-1403

② 練馬区立農の学校 ☎：03-5848-9901

(受託事業者：アゴラ造園株式会社)



2 より広域のボランティアともマッチングできます **都**

東京広域援農ボランティア事業

Webサイトで自動マッチング！

事業内容 人手不足の農業者と、援農活動を希望するボランティアを専用 Web サイトでマッチングし、農業者には労働力を、ボランティアには農的体験の機会を提供します。

支援内容 広域援農ボランティアの募集支援

対象者 ①都内の農地にて農業を経営する農業者
②スマートフォン、パソコンなどから専用 Web サイトにログインし、募集情報の掲載、応募者の管理ができること。

申込方法 専用 Web サイト「とうきょう援農ボランティア」
農家登録フォームより必要事項を入力
(<https://www.agrivolunteer-tokyo.jp/farmer/form/add>)



詳しくはこちらまで

東京都農林水産振興財団農業支援課

TEL：042-528-1357

Mail：agrivolunteer-tokyo@tdfaff.com

3 摘み取り体験で作業を省力化！ **練**

P.12「練馬果樹あるファーム事業」「ねりまベジかるファーム事業」をご覧ください。



農業技術、経営について知りたい

1 区内の農業者から学んで営農技術を向上 JA 都

農業実践力養成セミナー

事業内容	受講者の営農技術向上を目的に、区内の農業者等が講師となり、野菜の肥培管理や果樹の剪定などの研修を区部農業改良普及センターとJA東京あおばが実施しています。
受講対象者	・区内在住であること。・おおむね65歳未満であること。 ・JA東京あおば組合員またはその家族で農産物の販売意欲があり、農作業ができること。
期間・回数	1年間 / 年に10回（予定）
受講料	実費（種苗代等必要に応じて徴収）
募集人数	10名（定員に達し次第、募集終了）

詳しくはこちらまで
JA東京あおば
地域振興部農業振興課
TEL：03-5910-3066

2 1年間を通して基礎を身に付ける（後継者向け） 都

農業技術研修制度

事業内容	東京都農林総合研究センターの試験研究圃場を活用して、農業後継者に対して農業に関する基本的な知識および実践的な技能の指導を行っています。
受講対象者	・18歳以上の都内在住の農業後継者・1年を通じて研修に参加できること。
期 間	1年間（土・日・祝日除く）
受講料	無料（教科書、参考書、交通費等は自己負担）
募集人数	参考：令和8年度募集人員 園芸コース（野菜3名、花き2名、 果樹2名、植木2名）



詳しくはこちらまで
東京都農林総合研究センター
研究企画室
TEL：042-528-5216

3 基礎を身に付けながら地域とつながりたい 都 JA

フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー

事業内容	2か年のカリキュラムを通じ、同じ時期に就農した都内・地域の農業者とつながりながら、基礎的・実践的な農業技術や経営管理等を習得できます。
受講対象者	近年都内で就農した者および開講までに都内で就農が確実な者、農業所得を得ることを目指す者等（詳細は下記HPを参照）
期 間	2年間（土・日・祝日除く）
受講料	18,000円程度
募集人数	90名程度

※受講料および募集人数は年度により変更となる可能性があります。



詳しくはこちらまで
JA東京あおば
地域振興部農業振興課
TEL：03-5910-3066

4 学びたい内容に合わせて指導農業士がサポートします 都

指導農業士等による農業研修

- 事業内容** 都内で経営に新技術等を取り入れたい農業者などに対して、東京都指導農業士(※)等による農業研修を実施しています。
- 受講対象者** 都内で就農を希望する者等
- 期 間** 全4コース。コースによって日数が変わります。
- 受講料** 無料(交通費、飲食費等は自己負担)

※指導農業士とは、青年農業者の育成・指導に取り組む先進的な農業者のうち、東京都知事が認定する農業者

4つの選べるコースがあります

研 修 名	対 象 者	研 修 内 容
農業体験研修 (5日以内)	都内で就農希望の方	農作業体験を通じて適性等を確認する (野菜の収穫、収穫調整など)
雇用就農研修 (5～10日程度)	都内農業法人への就職を希望する方等	農作業体験を通じて農業就職の適応性を判断したり、就職後のイメージを膨らませる
農業技術研修 (20日程度)	・ 都内での就農準備中の方 ・ 就農後おおむね5年以内の農業者	農家として一連の流れを学ぶ (栽培管理技術、出荷調整技術、販売方法など)
営農力育成研修 (60日程度)	・ 都内の農地を継承された方 ・ 働きながら就農に向けて継続的に学びたい方	・ 経営に必要な知識や栽培技術を習得する ・ 特定の品目に特化して、播種から収穫まで継続的に扱う



詳しくはこちらまで

東京都農林水産振興財団
農業支援課
TEL: 042-528-1357

5 農業経営について無料で相談できます 都

農業経営相談窓口事業

事業内容 「後継者へ経営を移譲する手続きを知りたい」など農業経営に関わる相談や、都内で農業参入を希望する企業等からの相談に、税理士や司法書士などの専門相談員が対応します。

対象者 都内で就農している個人・法人、都内で就農を希望する法人

相談料 無料

要件等 ○ 1回の相談時間は、120分を限度
○ 1経営体あたり2相談事項まで。各項目についてそれぞれ3回を限度
※法人参入の相談の場合は、回数制限なし

受付時間 月曜日～土曜日 9時～17時（電話・オンライン）

- 都内で就農を希望する「個人」については、
東京都農業経営・就農支援センターの就農相談
をご利用いただけます。

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

農業支援課 TEL：042-528-1357

月曜日～金曜日 9時～17時（電話・オンライン）

詳しくはこちらまで

●一般社団法人 東京都農業会議

TEL：03-3370-7146



6 ブランド化など新たな取組にチャレンジしたい 都

チャレンジ農業支援事業

事業内容 経営改善にチャレンジする意欲ある農業者等に対して、新たな取組を支援するため、ブランディングや経営分析などの専門家を派遣し、農業経営の多角化・改善に向けた取組への助成を一体的に行います。また、販路開拓を支援する販路開拓ナビゲータを派遣し、最適な販売先を見つけて売り込みを支援します。

支援内容 ○ チャレンジ農業支援センタースタッフによる相談と課題に応じた専門家の派遣
○ 販路開拓ナビゲータの派遣
○ 助成金による支援

助成金による支援内容

- 助成対象：都内産農産物の販売促進(PR用チラシ、看板等デザイン費、HP制作費等)、都内産農産物の商品開発(加工品の開発・試作に必要な経費等)
- 助成農業者：専門家派遣を受けた農業者等
- 助成率等：事業費は1件あたり、30万円～500万円
助成率は2/3以内



詳しくはこちらまで

東京都農林水産振興財団
チャレンジ農業支援センター
TEL：042-524-3191

7 認定農業者・都市型認定農業者になりたい 練

認定農業者制度・都市型認定農業者制度

事業内容 農業経営の現状と5年後の目標を記載した「農業経営改善計画」を提出し、区が認定する制度です。認定を受けると、農業機械の購入やビニールハウスの建替等の補助金が活用でき、区内農業者や都専門職に営農の相談をすることができます。

対象者 農業経営の改善に向け、計画的かつ意欲的に経営改善に取り組む農業者

認定の種類

- ・ 認定農業者
(5年後の目標所得が300万円以上)
- ・ 都市型認定農業者
(5年後の目標所得が200万円以上)

申請時期 例年4月中旬頃



詳しくはこちらまで
練馬区都市農業課
都市農業係
TEL：03-5984-1398

8 認定新規就農者になりたい 練

認定新規就農者制度

事業内容 新たに農業経営を営もうとする青年等の「青年等就農計画」を提出し、区が認定する制度です。認定を受けると、農業機械の購入やビニールハウスの建替等の補助金が活用でき、区内農業者や都専門職に営農の相談をすることができます。

対象者 農業経営を開始して5年以内で、一定の要件に該当する者

認定の種類 認定新規就農者
(農業経営を開始して5年後の
目標所得が300万円以上)

申請時期 例年4月上旬



詳しくはこちらまで
練馬区都市農業課
都市農業係
TEL：03-5984-1398



練馬区の補助制度について知りたい

以下の事業は【練馬区 都市農業課 農業振興係（03-5984-1403）】へお問い合わせください。

1 土留め・フェンス・防災井戸を整備したい

生産緑地保全整備事業 **練**・未来に残す東京の農地プロジェクト **都**

- 対 象**
- (1) 公道および隣地と接する部分に行う土留め、フェンスの整備
 - (2) 農薬の飛散を防止する防薬シャッターの整備
 - (3) 防災用農業井戸の設置
 - (4) 農業用井戸の設置

- 要 件**
- ・区内の生産緑地で実施する事業であること。
 - ・2月末までに事業を完了できること。
 - ・原則としてJA東京あおばの対象部会に加入している方
 - ・区内在住で、かつ区内の生産緑地地区の指定を受けた農地を所有する農業者

補 助 率 1/2

※ただし、(1)(2)(3)については東京都の事業に合致すると認定された場合、予算の範囲内で4/5以内の額（詳細はお問い合わせください）。

申込時期 例年事業実施前年の4月中旬

2 コンポストシュレッダーを整備したい

生産緑地保全整備事業 **練**

- 対 象** ウッドチップパーの購入、マルチチップパーの購入
(JA東京あおば選定機種に限る。1機種あたり100万円以内。)

- 要 件**
- (1) 区内の生産緑地内で農業を営む方が行う事業であること。
 - (2) 申込の翌年秋頃から2月末頃までに納品すること。
 - (3) 区内在住の農業者で、原則としてJA東京あおばの対象部会に加入していること（対象部会はお問い合わせください）。

補 助 率 1/2

申込時期 例年6月中旬

3 直売所を整備したい

未来に残す東京の農地プロジェクト **都**

対象 農産物用自動販売機

要件 ・区内に農地を所有する農業者で、過去にこの事業を利用したことがないこと。
・事業経費が50万円（税抜）を超えていること。

補助率 4 / 5

申込時期 例年事業実施前年の4月中旬

※補助要件に合致しない方で、農業用自動販売機の導入を検討している場合、別の補助金が利用できる可能性がありますので、担当へご連絡ください。

● 生産緑地に工作物・建築物を置きたい

ビニールハウス・農具庫・直売所等の設置について

内容 生産緑地にビニールハウスや農具庫等を新築・改築する場合、原則、生産緑地法における区長の許可が必要です。
※築造面積が90㎡以下の場合、許可が不要な建築物もあります。

生産緑地上に設置可能な建築物（例）

- ① ビニールハウス・温室 ② 農具庫・農業用倉庫
- ③ 直売所 ④ 作業場
- ⑤ その他建築物・工作物等

相談先 都市農業課都市農業係、建築審査課建築審査係
※補助金の活用や納税猶予の影響等について確認しますので、速やかにご相談ください。
また、必ず事前に建築審査課に建築確認の相談を行ってください。

詳しくはこちらまで
練馬区都市農業課
都市農業係
TEL：03-5984-1398

4 マルシェを開催したい

ねりマルシェ事業 **練** （マルシェ団体への支援）

事業内容 区内の農業者等が自ら開催するマルシェの実施や、広報に係る事業に対し、支援を行います。

対象 マルシェ実施に要する費用（会場使用料・設営経費等）

要件 区内農業者が主催しているマルシェであること。

補助率 1/2 補助上限：1団体につき年間30万円

申込時期 通年

5 宅地を農地に転換したい

未来に残す東京の農地プロジェクト 都

- 対 象** 宅地部分にある (1) 建築等解体の工事
(2) 徐礫、深耕、客土の工事
(3) その他農地利用に必要な整備にかかる調査費、撤去運搬費、処分費

- 要 件** ① 1区画当たり100㎡以上の区内在住農業者所有の区内の土地
② 現在、農地以外の現況地目であり、農業者本人が事業を実施すること。
③ 整備後、8年間農地として活用することに同意すること。
④ 創出した農地を生産緑地地区に指定する意向があること。
⑤ 翌年度2月末までに事業を完了できること。

補助率 事業費の23/30 ただし、総事業費50万円（税抜）未満の事業は対象外

申込時期 例年事業実施前年の4月中旬

6 農地を再生したい

未来に残す東京の農地プロジェクト 都

事業内容 農業者が所有する区内の条件が悪く賃借が進まない農地等の再整備や、後継者の就農等に伴う作目転換を促進するために必要な費用の一部を支援することにより、区内農地の再生利用を図ります。

- 対 象** (1) 1区画300㎡以上の区内在住農業者所有の区内の土地であること。
(2) ① 生産緑地、特定生産緑地に指定され、老木化した果樹等が賃借等の妨げになっている農地
② 後継者の就農、事業承継に伴い作目転換を実施する農地（事業終了後、生産緑地地区に指定する意向があること。）
(3) 整備後、8年間農地として活用することに同意すること。
(4) 翌年度2月末までに事業を完了できること。

- 要 件** ① 借受もしくは購入した農地の再整備を検討している認定農業者または認定新規就農者
② 就農または事業承継を行ってから5年以内の農業者

補助率 事業費の23/30（認定新規就農者は17/20以内）
※ 総事業費50万円（税抜）未満の事業は対象外

申込時期 例年事業実施前年の4月中旬

7 農業体験農園を整備したい

未来に残す東京の農地プロジェクト **都**

事業内容 区民が農と触れ合う場を提供し、都市農業・農地に対する理解を深めるため、農業体験農園の整備に資する事業に対し支援を行います。

対 象 上下水道、区画割り、土留め・フェンス、メッシュフェンス、防塵ネット等
【対象外】 建築確認が必要な農機具保管用倉庫、客土、駐車場、
 建築確認申請費用、農機具等の消耗品

要 件 (1) 区内の生産緑地において実施する事業であること。
 (2) 翌年秋頃から2月末ごろまでに工事を行うことができること。
 (3) 区内在住かつ区内の生産緑地地区の指定を受けた農地で行うこと。

補 助 率 事業費の4/5以内 ※下限額50万円（税抜）

申込時期 例年事業実施前年の4月中旬

8 共同出荷のためのキャベツの種子購入などを補助します

地場農産物育成事業 **JA**（JA東京あおば野菜流通協議会）

事業内容 農業生産者団体が行う市場出荷における共同出荷体制および品質管理体制の強化に資する取組を支援します。

対 象 (1) 優良種子共同購入事業費（キャベツの種子購入）
 (2) 土壌改良・病害防止資材共同購入事業費（土壌改良資材、病害防止資材の購入）

要 件 JA東京あおば野菜流通協議会会員（ただし、卸売市場に野菜を出荷している方が対象者。）

補 助 率 1/3

補助上限 1人あたり、市場出荷に係る作付け面積10aにつき1万円以内

(1) 例年5、10月の2回 (2) 例年6、11月の2回

申込時期 JA各地区アグリセンターから対象者に申込書を送付

9 果樹の直売・摘み取りを開始したい

練馬果樹あるファーム事業

練

事業内容 区民等に果実の直売または摘み取りによる販売を行う農業者の農業経営の支援を通じて、都市住民が農とふれあい多様な果樹の魅力を味わえる機会の充実を図るため、練馬果樹あるファームの整備および広報に係る事業に対し支援を行います。

対象 (1) 整備事業（パイプハウスや果樹棚の整備、苗木の購入など）
(2) 広報事業（案内版の作成、のぼり旗の作成など）

要件 ① 区内農業者または区内農業者で組織する団体
② 区内の生産緑地において、果実の直売または摘み取りによる販売を目的として果樹を栽培すること。
③ 区広報物において農園情報を掲載することに同意すること。

補助率 新規摘み取り園・・・2/3以内
新規直売所・・・1/3以内
既存の摘み取り園・直売所の拡充・・・1/2以内
対象経費上限300万円

申込時期 例年6月上旬

10 野菜の収穫体験を開始したい

ねりまベジかるファーム事業

練

事業内容 区民等に野菜の収穫体験を行う農業者に対し、区でPR支援を行います。

支援内容 (1) 「ねりまベジかるファーム」冊子や区報等への掲載
(2) 利用者に配布するノベルティの配付
(3) 立て看板（ホワイトボード兼用）、のぼり旗の配付

要件 ① 農業者が区内の農地で実施すること。
② 区広報物において農園情報を掲載することに同意すること。
③ アプリ「とれたてねりま」に登録すること。

※アプリについてはP.15をご覧ください。

申込時期 通年

11 環境にやさしい肥料や資材などを活用する方への補助

環境保全型農業推進事業 練 (各地区青壮年部会員向け)

事業内容 環境保全型の農業について、以下1～3の事業の支援をします。

申込時期 例年6、11月の2回

※申込書はJA各地区アグリセンターから対象者に送付

1 有機質肥料等共同購入事業

対 象 各団体が選定し、購入先事業者を選定（3事業者以内）した有機質肥料・有機質堆肥（7品目）の年間購入経費（1～12月）

要 件 各地区青壮年部に所属していること。

補助率 1/3 補助上限：1名につき年間5万円

※このほか、JA東京中央会が実施する補助率が異なる事業もあります。

2 減農薬資材等共同購入事業

対 象 各団体が選定し、購入先事業者を選定（3事業者以内）した以下の①～⑥の商品（②、⑥は5商品以内、その他は3商品以内）の年間購入経費（1～12月）

①減農薬被覆資材 ②減農薬マルチ ③減農薬BT剤

④減農薬フェロモン剤 ⑤害虫防除資材

⑥PR資材（エコ農産物認証ロゴを印刷したFGフィルムや結束テープ等）

要 件 各地区青壮年部に所属し、東京都エコ農産物認証制度の認証を受けた方

補助率 1/2 補助上限：1名につき年間7.5万円

3 農業用生分解性資材共同購入事業

対 象 各団体が選定し、購入先事業者を選定（3事業者以内）した生分解性マルチ（3商品まで）の年間購入経費（1～12月）

要 件 各地区青壮年部に所属していること。

補助率 2/3 補助上限：1名につき年間10万円

※このほか、JA東京中央会が実施する補助率が異なる事業もあります。

12 農業用機械を購入したい・観光農園のPRをしたい

都市型農業経営事業 **練** 認定農業者・都市型認定農業者・認定新規就農者向け

- 事業内容** 認定農業者等が農業経営改善計画の目標を達成するために行う事業を支援することにより、農業経営力の向上、都市農地の保全および多面的機能のさらなる発揮を進めるとともに、生産意欲の向上や農業経営の安定化のため、農業経営基盤の強化を促進します。
- 対 象** (1) 労働力の軽減または生産方式の合理化を図る施設の整備または機械の購入
(2) 観光・交流型農園を導入または規模拡大のための施設整備、PR事業
- 要 件** 認定農業者、都市型認定農業者、認定新規就農者
- 補助率** 認定農業者・・・1/2
都市型認定農業者・・・1/3
認定新規就農者・・・2/3
機械の購入：上限500万円以内 施設整備：上限200万円以内
観光農園の開設：上限200万円以内 観光農園PR：上限50万円以内
- 申込時期** 例年6月上旬

13 農業用施設を整備したい

東京農業経営強靱化事業 **都** 認定農業者・認定新規就農者向け

- 事業内容** 東京農業をけん引する認定農業者等の意欲ある経営体に対して、生産性の高い農業を展開するための施設整備や農業機械の導入を支援し、東京農業を魅力ある産業に育成します。
- 対 象** パイプハウス等生産施設（改修含む。）、流通・販売施設、農畜産物加工施設、農業機械、生産基盤の高度化（果樹改植等）
- 要 件** 認定農業者、認定就農者
- 補助率** 基本メニュー・・・3/4以内
補助率アップメニュー・・・7/8以内
（新規就農者、スマート農業、温室効果ガス排出削減、労働環境快適化、GAP・エコ農産物推進）
広域認定農業者支援・・・3/4以内
- 補助上限** 原則として7,500万円（認定新規就農者は累計補助上限4,375万円）
- 申込時期** 例年事業実施前年の5月上旬

14 農地を貸したい

農地長期貸借促進奨励事業 都

事業内容 都内の優良農地を保全するとともに、新規就農者や経営規模の拡大を目指す農家等の担い手が、安心して営農できるよう、借り手へ10年以上または2年※の農地の賃貸借権を設定した場合、貸し手に奨励金を交付します。
※ 本奨励金の交付を初めて受ける場合の農地に限り2年間の賃貸借権の設定も対象

対 象 都市農地貸借円滑化法第4条に基づく新規の賃貸借契約（賃貸借期間10年以上または2年）を締結した生産緑地の貸し手
ただし、2親等以内の親族との間で貸借した場合は対象となりません。

交 付 額 10年以上の場合 1,000㎡あたり 120万円
2年の場合 1,000㎡あたり 20万円

- 貸借マッチングまでの流れは、
P.20「農地を貸したい・借りたい・買いたい」
をご覧ください。



▲（一社）
東京都農業会議HP

詳しくはこちらまで
練馬区都市農業課
都市農業係
TEL：03-5984-1398

アプリ「とれたてねりま」で収穫体験の情報を発信できます

練馬区が運営するアプリ「とれたてねりま」では、練馬の農業に関する様々な情報を発信しています。農業者からも直接情報を発信できますので、収穫体験の宣伝にご活用ください。



Point

- ① 農園の場所が地図で表示される
- ② イベント情報を発信できる
- ③ 予約フォーム機能で収穫体験の参加者募集・受付ができる

※農園の情報を掲載するには
事前登録が必要です（無料）

登録はこちらから

とれたてねりま 🔍



iPhone



Android



その他の補助制度について知りたい

以下は、練馬区以外の団体等が補助を行う事業のご紹介です。

① スマート農業を始めたい

東京型スマート農業実装化促進事業 **都**（認定農業者向け）

事業内容 東京都の研究成果と共に、専門家や民間企業のノウハウを活用し、東京型スマート農業の迅速な現地実装、現場の課題解決を進めていくため、スマート農業技術の導入に係る経費を補助します。

対 象 農業のスマート化につながる機器類、設置経費（ハウス等の整備は除く。）

要 件 認定農業者、認定新規就農者

補 助 率 2/3以内 補助上限：333万3千円

申込時期 例年9月中旬



詳しくはこちらまで

J A 東京中央会
TEL：042-528-1371

② 農業経営を安定させたい

収入保険加入推進支援事業 **都**

事業内容 農業経営を取り巻くリスクが多様化かつ深刻化する状況を踏まえ、農業経営のセーフティネットである収入保険への加入をより一層推し進めるため、農業者の初年度負担額の一部を助成します。

対 象 収入保険に加入した初年度の被保険者が負担する掛け捨て保険料

要 件 都内に住所を有し、新たに収入保険に加入する個人または法人

補 助 率 1/2以内（予算の範囲内）



詳しくはこちらまで

東京都農業共済組合
TEL：042-381-7111

③ 農家の子育てを応援します

農業者出産・育児期支援事業 **都**

事業内容 農業者等が出産・育児等により就業困難になる、あるいは働き続けながら子の養育を行う際に、代替人材の確保に必要な経費の一部を補助します。

補助対象 休業期間中に必要となる業務を代替する人員を雇用する経費

対 象 者 都内認定農業者、認定新規就農者等、家族経営協定を締結して経営上役割を持っている農業者

補 助 率 1/2以内

※1回の出産につき上限100万円



詳しくはこちらまで

東京都農林水産振興財団
農業支援課
TEL：042-528-1357

以下は、練馬区以外の団体等が補助を行う事業のご紹介です。

④ 法人化をしたい

農業経営相談窓口事業

P.6「農業経営について無料で相談できます」をご覧ください。

⑤ 雇用を増やしたい

雇用就農推進事業 **都**

事業内容 都内で新たに農業参入又は規模拡大により新たな人材を雇用した方に対し、雇用就農者の研修に要する経費の一部を助成します。

対象 新規雇用就農者への研修に要する経費

要件 都内で新たに農業参入し雇用就農者（※）を雇用または規模拡大により雇用就農を拡大し、雇用就農資金（国庫事業）の承認を受けた農業経営体
※対象となる雇用就農者は、令和5年度以降に新たに雇用就農資金の交付対象者となった者

補助率 10/10以内
雇用就農資金（国庫事業）の交付開始
1年目60万円、2年目40万円、3年目20万円

詳しくはこちらまで
東京都農業会議
TEL：03-3370-7146

⑥ 東京都エコ農産物の販売力をアップしたい

エシカル×アグリプロモーション事業 **都**

事業内容 エコ農産物の新規認証生産者および新規に認証品目を拡大した認証生産者を対象に、新規認証品目の種苗や化学合成農薬に頼らない防除資材の導入等を支援します。

対象 (1) 認証マーク付きの出荷資材導入経費の一部
(2) 新規認証品目の種苗導入経費の一部
(3) 農薬に頼らない防除資材の導入経費の一部

補助率 (1)は2/3以内、(2)と(3)は1/2以内

申請時期 例年5月上旬～7月下旬

詳しくはこちらまで
●東京都食料安全課 生産環境担当
TEL：03-5000-7213
●JA東京中央会 都市農業支援部
TEL：042-528-1375

以下は、練馬区以外の団体等が補助を行う事業のご紹介です。

⑦ 新東京都GAP認証取得にチャレンジしたい

新東京都GAP推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）**都**

- 事業内容** 新東京都GAP認証取得の推進および、認証取得・維持に必要な設備等の経費の一部を支援します。
- 対 象** 施設の整備、備品等の購入、専門家による助言や指導、分析の実施など
※東京都GAPの認証取得の場合は一部補助対象外の項目があります。
- 要 件** 新東京都GAP認証を取得した農業者、新東京都GAP認証取得に向け普及指導員やJA営農指導員から指導を受けている農業者、東京都GAPの認証を取得した農業者
- 補 助 率** 認証取得・維持に必要な設備等 1/2以内

詳しくはこちらまで

- 東京都食料安全課 生産環境担当
TEL：03-5000-7213
- 東京都農業振興事務所 振興課
農業環境担当 TEL：042-548-5052

⑧ 堆肥や機械類などの購入経費を補助します

有機質肥料利用促進事業 **都**

- 事業内容** 土壌診断を受けた結果、必要となる化学肥料の施肥量の一部を堆肥等の有機物資材で代替する場合や堆肥散布機など機械類の購入経費を補助します。
- 対 象** ① 土壌診断 ② 堆肥（ペレット堆肥を含む）
③ 緑肥の種子 ④ 緑肥の栽培およびすき込むための機械類
⑤ 堆肥散布機の導入
- 要 件** (1) 都内の販売農家
(2) 土壌診断を実施し、一定量の施肥が必要と判断され、化学肥料の代わりに堆肥等を使用する農家
- 補 助 率** ①は10/10以内
②～⑤は2/3以内 ただし、エコ農作物の新規認証取得者に限り3/4以内
②・③はそれぞれ上限30万円まで
④・⑤は合わせて補助金の上限200万円以内、下限は10万円以上
- 申請時期** 例年 5月上旬～7月下旬

詳しくはこちらまで

- 東京都食料安全課 生産環境担当
TEL：03-5000-7213
- JA東京中央会 都市農業支援部
TEL：042-528-1375

以下は、練馬区以外の団体等が補助を行う事業のご紹介です。

⑨ 環境に配慮した農業資材の購入経費を補助します

環境配慮型農業への転換促進対策事業 **都**

事業内容 農業由来の廃棄物減量や農薬使用量の削減につながる環境配慮型農業への転換に向けた取組を支援し、農業経営の継続と環境保全を図る。

対 象

- ・長期展張フィルムへの張替え
- ・生分解性マルチフィルム及びポット
- ・赤色防虫ネット

要 件 認定農業者または認定新規就農者

補 助 率 1/2以内 補助上限100万円

申請時期 例年 6 月中旬

詳しくはこちらまで

J A 東京中央会

TEL : 042-528-1371

⑩ 生産・出荷・販売の競争力を強化したい

農園芸作物の生産販売力強化支援事業 **都**

事業内容 生産、輸送の共同化、販売、農産品のPR等を共同または、協力して行っている地域や団体に対して、生産・出荷・販売力の強化のための新たな取組に対して支援します。（畜産物・施設整備は対象外）

要 件 都内の生産者団体・グループ

補 助 率 1/2以内 1 件あたり 30～200万円



詳しくはこちらまで

東京都農業振興課

園芸緑化担当

TEL : 03-5000-7190



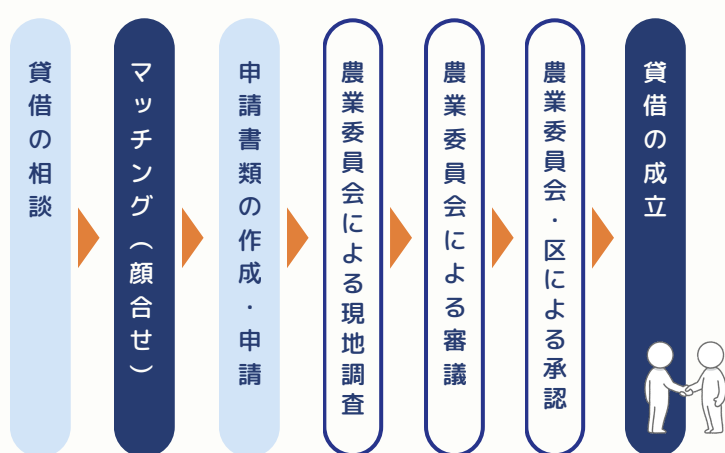
農地を貸したい・借りたい・買いたい

1 農地を貸したい／農地を借りて、事業を拡大したい 練

事業内容 区では、体調不良や高齢等を理由に農地の管理に不安を感じている農業者と、農地を借りて事業拡大を図りたい農業者のマッチングを行っています。貸借の成立には、区および農業委員会の承認が必要となりますが、申請書類の作成、契約書・計画内容の確認等について区がサポートします（組合員が貸借する場合、JA東京あおばが契約の立会人となることもできます）。

また、相続税の納税猶予を受けている農地でも貸借を行うことができます。

● マッチングまでの流れ



相談先

・都市農業課都市農業係
・JA東京あおば

所要期間

申請からおおむね2～3か月

詳しくはこちらまで

練馬区都市農業課
都市農業係
TEL：03-5984-1398

2 農地を買いたい

事業を拡大、承継するために持ち分を移転したい 練

対 象 事業拡大や事業承継などで農地の購入や持ち分を移転する場合は、農地法第3条の許可が必要となります。許可にあたって、農業委員会による現地調査を行います。

相 談 先 練馬区農業委員会、JA東京あおば

所要期間 申請からおおむね2か月

詳しくはこちらまで

練馬区農業委員会事務局
TEL：03-5984-1398



農地を相続したとき

1 相続税の納税猶予を受けたい

「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」 練

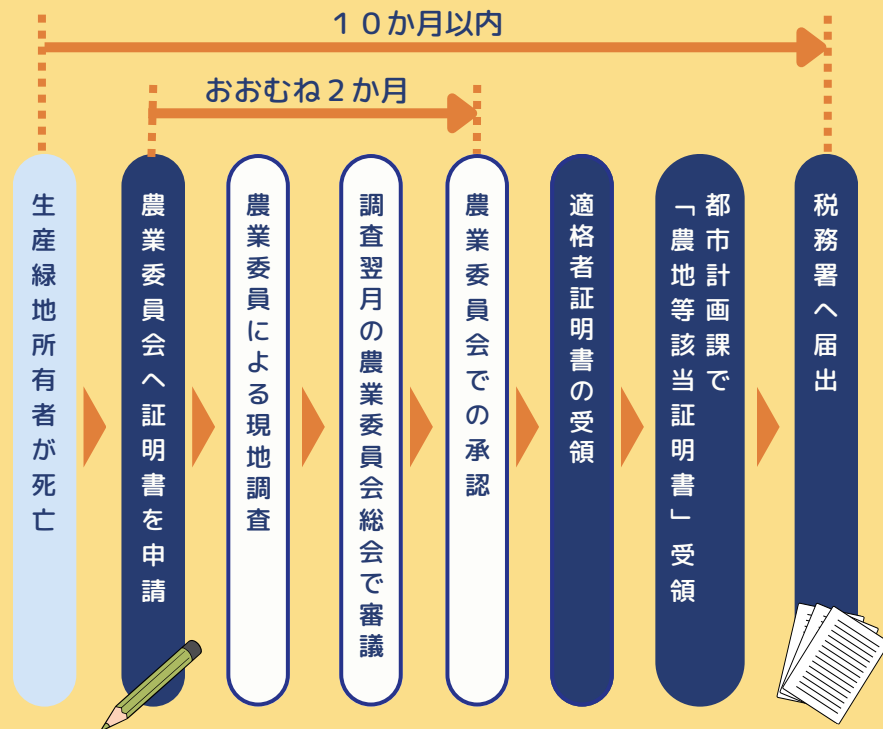
内 容 相続人が相続した生産緑地において終生営農することを条件に、相続税額の大部分について納税が猶予される制度です。農業委員会が発行する証明書を税務署に提出する必要があります。

相談先 練馬区農業委員会、JA東京あおば など

所要期間 申請から発行までおおむね2か月
※遅くとも相続発生から8か月以内に申請をお願いします。

詳しくはこちらまで
練馬区農業委員会事務局
TEL：03-5984-1398

● 「適格者証明書」の申請に係る流れ



2 農地を相続などで取得したとき

「農地法第3条3の届出」 練

内 容 相続や法人の合併などで農地を取得した場合、農業委員会への届出が必要です。

相談先 練馬区農業委員会、JA東京あおば など

所要期間 おおむね2か月

申請時期 土地所有者が確定し、登記完了後



詳しくはこちらまで
練馬区農業委員会事務局
TEL：03-5984-1398

3 所有していた生産緑地を処分したい

(1) 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明申請書」 練

内 容 生産緑地の所有者に相続が発生し、将来的に生産緑地を処分する場合、区に対して買取申出を行う必要があります。買取申出を行うには、生前被相続人が中心となって農業を営んでいたことを証する証明書（主たる従事者証明書）が必要です。

相 談 先 練馬区農業委員会、ＪＡ東京あおば など

所要期間 申請から発行までおおむね1～2か月
※農業委員による現地調査や農業委員会での承認が必要となるため、速やかに手続きを行ってください。

詳しくはこちらまで
練馬区農業委員会事務局
TEL：03-5984-1398

申請時期 相続が発生した日から

(2) 生産緑地の買取申出 練

内 容 下記のいずれかに該当する場合のみ、区に対して買取申出を行うことができます。

① 生産緑地の指定から30年経過した場合

② 主たる従事者についての証明書の交付を受けた場合

※区への買取申出せず、生産緑地を処分することはできません

（詳細は次ページ流れ図参照）。

相 談 先 都市農業課都市農業係、ＪＡ東京あおば など

所要期間 買取申出日から3か月

※申出があった生産緑地について、練馬区や東京都等による買取が決定した場合は、他の事業者に売買等を行うことはできません。

申請時期 ① 生産緑地の指定から30年経過した日以降

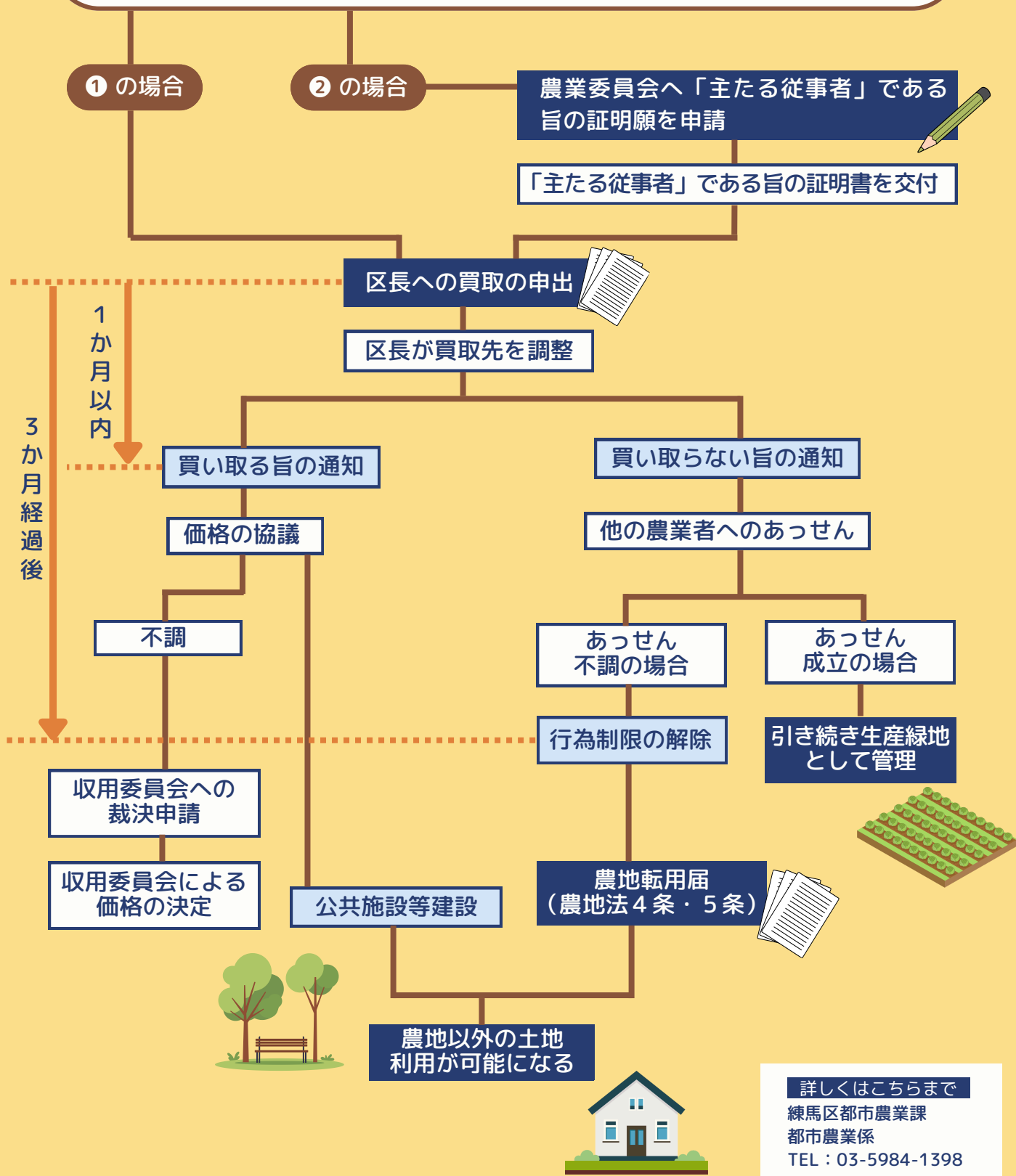
② 主たる従事者証明書を取得した日以降

詳しくはこちらまで
練馬区都市農業課
都市農業係
TEL：03-5984-1398

生産緑地の処分に関する流れは次ページをご覧ください。

● 生産緑地の処分に関する流れ

- ① 生産緑地の指定から30年経過した場合
- ② 「主たる従事者」が死亡・農業に従事することを不可能とさせる故障を有した場合



4 農地を農地以外(宅地や駐車場など)に転用したい

「農地法第4条または農地法第5条の手続き」 練

内 容

(1) 農地法第4条

農地所有者が自ら所有する農地を農地以外(宅地や駐車場等)に転用する場合には、農地法第4条の届出が必要となります。

(2) 農地法第5条

農地所有者が自ら所有する農地を農地以外(宅地や駐車場等)に転用し、売買などにより権利を他の人に移転する場合、農地法第5条の届出が必要となります。

所要期間 申請書等の受理後、おおむね1～2週間で受理通知書を交付します。

※手続が完了次第、お電話いたします。

申請時期 いつでも申請が可能です。

必要書類一覧

種 別			必 要 書 類	備 考
共通			届出書	・届出者が法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること
			案内図	・住宅地図のコピー等
			公図の写し	・コピー可 ・登記情報提供サービスによるものでも可
			土地全部記載事項証明(土地登記簿謄本)	・原本 ・発行から3か月以内で情報が最新のもの
届出人の確認	4条	届出者が法人	法人の登記事項証明書など	・コピー可 ・発行から3か月以内で情報が最新のもの
	5条	譲受人が個人	本人の住民票の写し	・コピー可 ・本籍や続柄の表示不要 ・発行から3か月以内で情報が最新のもの
		譲受人が法人	法人の登記事項証明書など	・コピー可 ・発行から3か月以内で情報が最新のもの
	共通	現住所が登記簿記載の住所と異なる	登記簿記載の住所から現住所への経緯がわかる書類	・コピー可 ・住居表示証明、住民票の写し、戸籍の附票など
代理人確認	4条	窓口に来る方が届出者以外	委任状	
	5条	窓口に来る方が届出者以外	委任状	・委任者は届出人すべて ・譲受人と譲渡人双方からの委任状が必要
	共通	窓口に来る方が譲受人と譲渡人のどちらか一方		・窓口に来ない方からの委任状が必要
本人確認	共通	窓口に来る方	本人確認書類	・運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類を持参すること ・届出人連絡先(日中に連絡が取れる電話番号)

※特別な場合（相続登記未了等）には追加で必要な書類があります。

詳しくは区HPに掲載の「農地転用届出添付書類（特別な場合）一覧」をご覧ください。

● 届出・受領にあたっての留意点

(1) 届出書記載の転用計画について、内容を確認いたしますので、転用計画について説明できる方が窓口にお越しください。

(2) 使用者による届出・受理も可能ですが、委任状に記載された受任者との関係が確認できる従業員証明書等の提示をお願いしております。関係性が確認できない場合、受付できないことがあります。

＜委任状について＞

- ・ 委任状は、基本的に区HPに掲載している様式をご利用ください。
- ・ 委任状は必ず委任者本人が自署押印または記名押印してください。
- ・ 指定の様式以外でご用意いただく場合、委任内容は届出や受領について記載してください。

（例：農地法第5条第1項第6号の規定による届出および受理書の受領）

- ・ 用紙はA4の用紙を用いてください。

(3) 受理通知書を受領する際には、届出提出時にお渡しした「交付のお知らせ」および本人確認書類を必ずご持参ください。

※申請書等は区HPをご確認ください。



詳しくはこちらまで
練馬区農業委員会事務局
TEL：03-5984-1398

お問合せ先一覧

部署名・機関名	電話番号
練馬区都市農業課 都市農業係	03-5984-1398
練馬区都市農業課 農業振興係	03-5984-1403
練馬区農業委員会事務局	03-5984-1398
練馬区立農の学校	03-5848-9901
J A 東京中央会	042-528-1371
J A 東京中央会都市農業支援部	042-528-1375
J A 東京あおば地域振興部 農業振興課	03-5910-3066
東京都食料安全課 生産環境担当	03-5000-7213
東京都農業振興課 園芸緑化担当	03-5000-7190
東京都農林水産振興財団 農業支援課	042-528-1357
東京都農林水産振興財団 チャレンジ農業支援センター	042-524-3191
東京都農業振興事務所 振興課 農業環境担当	042-548-5052
東京都農林総合研究センター	042-528-5216
東京都農業会議	03-3370-7146
東京都農業共済組合	042-381-7111

発行・お問合せ

練馬区 都市農業担当部 都市農業課
〒176-0012 東京都練馬区豊玉北6-3-1
 03-5984-1398（直通）
 TOSINOU01@city.nerima.tokyo.jp